

運動部活動指導協力者の手引き

1 運動部活動の位置づけ

「中学校学習指導要領(平成29年告示)」には部活動について下記のように記載されています。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

【中学校学習指導要領：第1章総則第5の1のウより】

また、「学習指導要領解説保健体育編」では、「運動部活動」として下記のように明記されています。

<運動部の活動>

運動部の活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、スポーツを通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を体験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。

したがって、生徒が運動部の活動に積極的に参加できるよう配慮することが大切である。また、生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う必要がある。さらに、運動部の活動も学校教育活動の一環であることから、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた視点も参考に指導を行うことが大切である。

加えて、運動部の活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同好の生徒によって行われる活動であることから、生徒の自主性を尊重する必要がある。また、生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意する必要がある。このため、例えば、競技を「すること」のみならず、生徒自らが所属する運動部の活動を振り返りつつ、目標、練習計画等の在り方や地域との関わり方等について定期的に意見交換する場を設定することなどが考えられる。このように、運動部活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり、生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定したりするなど、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要である。

(以下略)

【中学校学習指導要領解説保健体育編：第3章の3より】

2 指導協力者の役割

指導協力者の方には、豊中市立中学校における運動部活動（以下「部活動」という。）の振興及び発展を図るために御協力いただいております。学校と地域が連携し、地域に在住する専門的な技術指導力を備えた方を外部指導者として認定・派遣することにより、運動部活動の充実及び教員の資質向上を図ることを目的としています。

豊中市教育委員会（以下「市教委」という。）では、それぞれの運動種目に対する技術指導力を有し、学校教育における運動部活動の意義や学校教育方針を理解し、中学校の運動部顧問教員と協力できる指導者としてふさわしい方を指導協力者として認定し、各学校へ派遣しています。

3 部活動中の事故防止

事故発生の未然防止に努め、次の事項について継続的に実施するよう努めてください。

(1) 屋内外共通事項

- ・生徒の健康状態、判断能力、体力・技能を把握し、適切な指導を行う。
- ・生徒が気付かない危険を予見し回避させるとともに、危険があれば直ちに回避させる。
- ・暑さ指数（WBGT）を確認する。
- ・グラウンド、コート、体育館、プールなど、それぞれの練習場所の安全確保に努めてください。
- ・隣接して活動する他の部員との衝突や接触を回避できるよう対策を講じてください。
- ・器具の安全な運搬方法や、設置・撤去の仕方、置き場所、置き方などを事前に指導してください。
- ・練習前、練習中に設備、器具、用具、道具のチェックを欠かさず行ってください。
- ・防球ネットのワイヤーの張り具合やゲージの金属部分、サッカーゴール、ハンドボールゴール、ラグビーゴールポスト、バレーボール支柱、バドミントン支柱、テニスの支柱、支柱を設置固定するための穴等の腐食、破損状況等も確認してください。

(2) 屋外競技

- ・突風、竜巻、落雷、雹（ヒョウ）などの急激な気候変動などの気象情報を確認する。
- ・グラウンドの凹凸がないよう事前事後の整備を怠らないようにしてください。
- ・グラウンドの外周フェンスが破損していると周辺の民家にボール等が侵入し、家屋破損や住民のケガの危険性も考えられるので随時状況把握をしてください。
- ・野球部、サッカー部、陸上部等の複数競技でグラウンドを使用する際、ボール及び砲丸等の投てき物による事故が発生しないように、留意してください。

(3) 屋内競技

- ・床の水滴や砂埃等は、ケガの原因となるので、随時モップ掛けや雑巾掛けをし、安全な環境を保つようにしてください。
- ・木製床板の裂け目や、止め釘等が浮いて出てきていないかを確認してください。
- ・アリーナ内にある危険物や不要物の撤去、移動ゴール等の固定を怠らないようにしてください。
- ・防球ネットを張るだけで安心することなく、常に不要なボールを床に放置することがないように配慮してください。

4 事故対応について

(1) 事故発生時の対応

運動部活動中は、軽微なケガから生命に関わる重篤なケガ、また突然死に至るケースなど「いつ、どこで、だれが」発生するかわかりません。したがって、日頃から対応の手順を顧問・学校職員・生徒等と確認しておく必要があります。

- ・各学校において事故発生時の対応マニュアルを作成しているをご確認ください。
- ・AEDの使用方法，設置場所についてもご確認ください。
- ・その他、学校ごとに作成しているマニュアル等があれば併せてご確認ください。

(例) 養護教諭不在時マニュアル，応急手当マニュアル，緊急連絡マニュアル…等

(2) 緊急対応の心構え

①受傷部分がどこなのかを確認するとともに緊急性を感じた場合や不安がある場合は、早急に顧問等と情報を共有し、必要に応じて救急要請する等してください。

(例) ボール等が目当たり見えない・呼吸がおかしい・胸が苦しい・激しい頭痛がある

意識がない(もうろうとしている)・言葉がおかしい・ボールやバット等が頭部に当たった
大出血・高熱・嘔吐・けいれん発作…等

②仮に生徒自身が「大丈夫です。」と言っても油断することなく、最善の対応を行ってください。

5 指導上の留意点

(1) いじめについて

暴力や人格を否定する言動、仲間はずれ、ネットを介しての誹謗中傷などについて、部活動においては、人間関係が密接になることにより表面化しづらい事があります。加害者側に「いじめ」としての認識がなかったとしても、被害を受けている生徒(部員)がいじめと感じる限り、解消のための対策を講じなければなりません。

いじめの形態は、携帯電話のメールやSNSの利用による特定の個人への誹謗中傷や、不適切な上下関係から生じる暴力行為などが考えられます。いじめの未然防止と早期発見のために、生徒同士の些細な行動や言動を見過ごさずに、気になることがあれば速やかに顧問に報告してください。

(2) 体罰について

指導協力者と生徒の信頼関係が構築されていたとしても、体罰は絶対に許されるものではありません。高い目標の達成を目指して厳しい指導になっても、感情の高揚を抑え、冷静に生徒を指導しなければなりません。

より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動である部活動指導に体罰は不必要なものです。時間や言葉を含め威圧的な指導にならないよう明るく生徒に接するとともに、生徒の能力や適性、興味・関心等に応じた主体的に取り組める環境づくりを意識して指導にあたってください。

(3) セクシャルハラスメントについて

指導協力者と生徒や保護者との関係において、指導者から相手に不快と受け取られるような性的な言動や、性差別と受けとめられるような言動は厳に慎まなければなりません。特に、指導者と生徒の関係の中では、無言の力関係が存在しているので、指導者自身が常に意識し相手に配慮した思いやる言動が必要となります。

また、指導の中で生徒の身体に触れる行為や熱心な個別指導などが、指導者自身には全くセクハラを意識がなくても、生徒がこれを性的に不快に感じた場合には、セクハラ行為に該当することにも留意してください。

(4) 指導協力者の指導中のケガ

協力者ご自身が怪我をされないように十分に注意して指導にあたってください。万が一活動中に事故が発生した場合のために、指導協力者の傷害保険については、豊中市で一括加入しています。指導協力者が、指導中に受傷した場合には必ず顧問に報告してください。